平成２６年（フ）第３２７号
金沢市八日市５丁目423番地　ユタカビル303号、従前の住所金沢市八日市１丁目103番地５
債務者　水本　吉勝
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３３号
金沢市笠舞２丁目９番15号
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４０号
石川県河北郡津幡町字谷内ロ５番地４
債務者　北川設備こと　北川　行夫
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３５４号
金沢市大浦町ホ22番地１　青和病院内、住民票上の住所金沢市月影町月13番地１
債務者　片山　匡晴
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３６号
長野県松本市大字島内424番地
債務者　杉岡　美和
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３５０号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町４丁目251番地４
債務者　荒川　勝仁
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取290番地の５　キングアパート８号
債務者　石川美矢子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１８９７号
名古屋市中村区畑江通５丁目８番地の１　サンシティ畑江通1001号
債務者　岩田由利子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８６号
三重県津市高野尾町4181番地
債務者　赤塚　美和
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０４号
三重県伊賀市千歳113番地の１　佐々木コーポ204号室、前住所三重県伊賀市ゆめが丘５丁目21番地の７
債務者　白濱　敏則
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２３４号
滋賀県甲賀市水口町水口6376―11エムアンドシー105号室、住民票上の住所大津市美空町１番22―501号
債務者　竹端　　充
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２４号
滋賀県高島市新旭町太田1208番地７
債務者　木下　紫乃
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０５号
広島市南区宇品海岸２丁目３番６―504号、申立時の住所広島市南区宇品東１丁目６番25―102号
債務者　新村　清和
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４号
山口県下関市西大坪町３番12―202号　ブルーハイツ
債務者　岸守　裕二
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
愛媛県松山市太山寺町1679番地
債務者　玉井　孝範
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９９号
宮崎市下北方町井手下北31番地10
債務者　松尾　桂子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７３号
宮崎県小林市細野777番地１
債務者　金氣　　憂
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部